

○ 山梨大学医学部附属病院諸料金規程

制定	平成16年	4月	1日
改正	平成16年	9月	16日
	平成17年	3月	17日
	平成17年	9月	15日
	平成17年	12月	15日
	平成18年	3月	16日
	平成18年	4月	20日
	平成18年	5月	25日
	平成18年	9月	21日
	平成18年	11月	16日
	平成19年	1月	18日
	平成19年	3月	19日
	平成19年	9月	26日
	平成19年	10月	24日
	平成20年	3月	26日
	平成20年	6月	25日
	平成20年	9月	24日
	平成20年	10月	22日
	平成20年	12月	24日
	平成21年	1月	28日
	平成21年	6月	24日
	平成21年	9月	30日
	平成22年	1月	27日
	平成22年	3月	24日
	平成22年	4月	28日
	平成23年	9月	28日
	平成24年	4月	26日
	平成24年	10月	24日
	平成25年	2月	27日
	平成25年	3月	27日
	平成26年	2月	26日
	平成26年	7月	30日
	平成26年	10月	29日
	平成26年	11月	26日
	平成27年	4月	30日
	平成27年	6月	23日
	平成27年	12月	2日
	平成28年	2月	24日
	平成28年	3月	23日
	平成28年	4月	27日
	平成28年	7月	27日
	平成28年	9月	28日
	平成28年	10月	26日

平成28年11月30日
平成28年12月28日
平成29年 6月28日
平成29年 8月 2日
平成29年 9月27日
平成29年12月 6日
平成30年 3月28日
平成30年 5月30日
平成30年 7月27日
平成30年12月26日
平成31年 2月27日
平成31年 3月27日
令和 元年 7月31日
令和 元年 9月25日
令和 2年 2月26日
令和 2年 3月25日
令和 2年 6月26日
令和 2年 7月29日
令和 2年 9月30日
令和 2年12月23日
令和 3年 2月24日
令和 3年 6月30日
令和 3年 7月28日
令和 3年 8月24日
令和 3年11月 1日
令和 3年12月 1日
令和 4年 2月24日
令和 4年 3月23日
令和 4年 4月13日
令和 4年 5月11日
令和 4年 7月13日
令和 4年 9月14日
令和 4年10月12日
令和 4年12月14日

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学医学部附属病院（以下「病院」という。）で徴収する診療等に関する料金の額及びその徴収方法について、定める。

(診療等の料金)

第2条 病院で徴収する診療等の料金は次に掲げるもののほか、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）の別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成18年厚

生労働省告示第138号)の別表に定める点数に10円(健康保険によらない交通事故に係る診療等は20円)を乗じて得た額(ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により消費税が課される診療等の料金については、その額に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 特別室使用料

特別室S 普通室の料金に1日につき22,000円(20,000円)を加算する。

特別室A 普通室の料金に1日につき7,700円(7,000円)を加算する。

特別室B 普通室の料金に1日につき7,150円(6,500円)を加算する。

特別室C 普通室の料金に1日につき4,730円(4,300円)を加算する。

特別室D 普通室の料金に1日につき3,850円(3,500円)を加算する。

特別室E 普通室の料金に1日につき3,300円(3,000円)を加算する。

消費税法で非課税とされる医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等(以下「助産に係る資産の譲渡等」という。)に該当する場合については、括弧内の料金とする。

(2) 分べん介助料 1回につき261,000円

多児の場合の加算額 1児につき196,000円

ただし、分べん終了時刻が診療時間外又は休日及び深夜の場合は、前記の額にそれぞれ100分の20又は100分の40相当額を加算する。

(3) 避妊リング挿入料 1回につき19,800円

避妊リング抜去料 1回につき18,986円

(4) 新生児室料 1日につき(1,815円)

(5) 先天性代謝異常検査のための採血料 1回につき(2,873円)(非課税)

(6) 文書料(法令に基づき無料で交付すべきものを除く。また、生活保護受給者への交付にあたっては、生活保護法で定める文書料の上限額までとする。)

診断書・証明書及び公費負担医療関係文書 1通につき3,300円

特殊診断書・証明書 1通につき5,500円

以下1通につき

生命・損害保険診断書 6,600円

生命・損害保険照会文書 11,000円

自賠責診断書 6,600円

指定難病・臨床調査個人票 新規 5,500円、更新 4,400円

小児慢性特定疾病・医療意見書 新規 5,500円、更新 4,400円

身体障害者手帳診断書・意見書 7,700円

精神障害者保健福祉手帳用診断書 7,700円

障害者年金診断書・受診状況等証明書 7,700円

自立支援医療診断書(精神通院) 5,500円

肝炎治療受給者証の交付に係る診断書 5,500円

(7) 薬剤容器料 1個につき110円(100円)

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については、括弧内の料金とする。

(8) 歯科領域の諸料金 別表に掲げる額

(9) 先進医療料

テモゾロミド用量強化療法(1コースにつき) 3,480円

タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養 10,700円

子宮内膜刺激術 9,600円

子宮内膜擦過術 10,800円

- 子宮内膜受容能検査 (1回目) 111,000円
(2回目) 89,000円
(3回目) 30,000円
- 子宮内細菌叢検査1 52,000円
- 子宮内細菌叢検査2 初回 41,900円
2回目以降 30,900円
- (10) 特定機能病院及び一般病床500床以上の地域医療支援病院における紹介なし患者の初再診時負担額
 - 医科 初診 7,700円 (7,000円)
 - 医科 再診 3,300円 (3,000円)
 - 歯科 初診 5,500円 (5,000円)
 - 歯科 再診 2,090円 (1,900円)
 消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については、括弧内の料金とする。
- (11) 治験に係る診療で特定療養費支給対象外となる料金については、第2条の本文に規定する料金の額を準用する。
- (12) 病衣貸与料 1日につき86円 (79円)
消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
- (13) 診療情報の提供に係る料金
 - 診療録等複写料 (電子式複写) 1枚につき21円
 - X線フィルム複写料 1枚につき
 - 半角 825円
 - 大角 682円
 - 大四ツ切 583円
 - 四ツ切 484円
 - 六ツ切 374円
 - 画像複写料 CD-R 等 1枚につき 1,650円
- (14) 小児予防接種料
 - 水痘 8,525円
 - おたふく 7,018円
 - 肺炎球菌 9,020円
 - ロタ 12,188円
- (15) 新生児・乳児保育料 1日につき (3,456円) (非課税)
- (16) エキシマレーザーによる屈折矯正手術 1眼につき206,272円
- (17) 入院期間が180日を越えた日以後の入院基本料に係る選定療養費
「健康保険法第86条第1項に規定する療養についての費用の額の算定方法 (平成14年厚生労働省告示第81号) の別表第二」に規定する所定点数から控除する点数に10円を乗じて得た額に消費税を加算した額とする。
- (18) 医師面談料
 - 1回 1時間 5,060円
 - 30分毎に (1時間を超過する場合) 2,530円
- (19) ケミカルピーリング [化学的皮膚剥離術] 料
 - 1 ケミカル (レチノイン酸) ピーリング
 - 1) 薬剤を処方する場合

- 1 回につき10,967 円
- 2) 薬剤を処方しない場合
 - 1 回につき 9,449 円
- 2 ケミカル（グリコール酸）ピーリング
 - 1 回につき 10,160 円
- 3 薬剤料
 - ケミカルピーリングに用いるビタミンC入り保温ローション
 - 50ml 入り 1 本につき 3,047 円
- (20) 対外受（授）精実施料金 1 回につき
 - 卵子凍結 20,680 円
 - 卵子融解 25,790 円
 - 精子凍結 21,510 円
 - 精子融解 14,690 円
 - 精子保存（1年） 21,130 円
- (21) 妊産婦検診料 1 回につき 6,000 円（非課税）
妊産婦血糖測定料（1週間分） 2,500円（非課税）
産婦検診料（エジンバラ産後うつ病質問票を含むもの） 1 回につき 5,000 円（非課税）
- (22) 死後の処置料
 - 乳幼児以外の場合 10,450 円
 - 乳幼児以外の場合（衣服を要する場合） 11,968円
 - 乳幼児の場合 6,600 円
- (23) 特別メニューの食事の患者負担額（1食当たり） 315 円（286 円）
消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については、括弧内の料金とする。
- (24) セカンドオピニオン外来相談料
 - 1 回30 分以内 11,000 円
 - 30分又はその端数を増すごとに 11,000 円
- (25) 陥入爪・巻き爪矯正術料（1回につき）
 - VH0式陥入爪矯正術 1 回につき11,450円
 - 巻き爪マイスター陥入爪矯正術 1 回につき7,500円
 - 陥入爪矯正術（マチワイヤ） 1 回につき5,830円
 - 陥入爪矯正術（ポドフィックス） 1 回につき4,084円
 - 陥入爪矯正術（ブレイスクイック） 1 回につき2,860円
- (26) 母乳外来 1 回につき2,002 円
 - 母親学級 1 回につき1,498 円
 - 両親学級 1 回につき2,497 円
 - 乳房マッサージ 1 回につき2,981 円
 - 妊産婦初期保健指導 1 回につき2,981 円
- (27) 産婦人科・生殖医療関連検査料
 - 抗PE IgG抗体 6,050 円
 - NK細胞活性 6,820 円
 - 精子不動化抗体 7,150 円
 - アンドロステンジオン 6,710 円
 - 羊水染色体検査 87,010 円
 - HPV-DNA（低リスク）検査 5,060 円

- HPV-DNA (中～高リスク) 検査 4,510 円
クアトロテスト 17,380 円
コンバインド検査 29,000円
無侵襲的出生前遺伝子学的検査 (NIP T) 180,000円
Th1/Th2 13,860円
EMMA (ALICE含む) (子宮内膜マイクロバイオーーム検査) 1回目 60,000円
再検査 43,000円
ALICE (感染性慢性子宮内膜炎検査) 1回目 45,000円
再検査 34,000円
Endome Trio (子宮内膜着床能検査+子宮内膜マイクロバイオーーム検査 (感染性慢性子宮内膜炎検査含む)) 140,000円
着床前受精卵染色体解析 (PGT-A) 67,000円
着床前受精卵染色体解析 (PGT-SR) 77,000円
着床前受精卵遺伝子解析 (PCR&STR) (セットアップまで) 397,000円
着床前受精卵遺伝子解析 (PCR&STR) (検査完了まで) 525,000円
抗リン脂質抗体症候群 (APS) 抗体検査 26,000円
PFC-FD検体採取時 (採血) 1検体 119,000円
PFC-FD感染症検査及び無菌安全検査 (感染症検査にて陽性となった場合) 16,000円
PFC-FD子宮注入時 (1回につき) 5,400円
- (28) 遺伝カウンセリングに係る料金
遺伝カウンセリング料 (初回)
1回 (1時間まで) 5,500 円
1時間を超える場合 (30分ごと) 2,750 円
遺伝カウンセリング料 (2回目以降)
1回 (1時間まで) 3,300 円
1時間を超える場合 (30分ごと) 1,650 円
- (29) 皮膚疾患治療に係る料金
皮膚良性色素系疾患レーザー治療料 1ショット 523円
皮膚疾患部位に対する個別化保護器具 (1個につき) 17,000円
- (30) 不妊相談に係る料金
不妊相談料
1回につき2,200 円
- (31) 心理カウンセリングに係る料金
心理カウンセリング料
1回 (30分) 2,750 円
- (32) 家族性腫瘍関連遺伝子検査料
FBOC スクリーニング検査 229,900 円
FBOC シングルサイト検査 36,300 円
FBOC N-セット検査 145,200 円
FBOC N-Reflex セット検査 96,800 円
BRCA MLPA 検査 36,300 円
MLH1/MSH2/MSH6 フルシークエンシング検査 181,500 円
MLH1/MSH2 フルシークエンシング検査 121,000 円
追加 MSH6 フルシークエンシング検査 60,500 円
追加 PMH2 フルシークエンシング検査 72,600 円

- MMR シングルサイト検査 36,300 円
- 追加MLH1/MSH2 MLPA 検査 24,200 円
- MLH1/MSH2 MLPA 検査 36,300 円
- APC フルシークエンシング検査 96,800 円
- APC シングルサイト検査 36,300 円
- 追加APC MLPA 検査 24,200 円
- APC MLPA 検査 36,300 円
- MEN1 フルシークエンシング検査 72,600 円
- MEN1 シングルサイト検査 24,200 円
- クイックMEN1 フルシークエンシング検査 96,800 円
- MEN2A/FMTC 検査 60,500 円
- MEN2B 検査 36,300 円
- MEN2 シングルサイト検査 24,200 円
- クイック MEN2A/FMTC フルシークエンシング検査 96,800 円
- クイック MEN2B 検査 60,500 円
- TP53 フルシークエンシング検査 96,800 円
- TP53 MLPA 検査 96,800 円
- TP53 シングルサイト検査 36,300 円
- PTEN フルシークエンシング検査 96,800 円
- PTEN MLPA 検査 96,800 円
- PTEN シングルサイト検査 36,300 円
- (33) 乳輪・乳頭部の色調再建術に係る料金
 - 乳輪・乳頭部色調再建術
 - 1回につき33,000 円
- (34) 唾液分泌測定量検査
 - 1回につき1,700 円
- (35) 腎移植における組織適合性試験検査料
 - HLA-A, B (血清対応型タイピング) 12,130 円
 - HLA-DR (血清対応型タイピング) 15,380 円
 - 抗HLA抗体スクリーニング検査 12,090 円
 - 抗HLA抗体シングル抗原CLASS I 43,550 円
 - 抗HLA抗体シングル抗原CLASS II 43,550 円
 - フローサイトクロスマッチ検査 (F C X M) 29,040 円
 - HLA-A (DNAタイピング) 30,490 円
 - HLA-B (DNAタイピング) 30,490 円
 - HLA-C (DNAタイピング) 30,850 円
 - HLA-DRB1 (DNAタイピング) 31,450 円
 - HLA-DPB1 (DNAタイピング) 31,450 円
 - HLA-DQA1 (DNAタイピング) 21,530 円
 - HLA-DQB1 (DNAタイピング) 32,660 円
- (36) 性別適合手術に係る料金
 - 性別適合手術 (MTF) 935,930円
 - 性別適合手術 (MTF) (膣形成を伴わないもの) 798,430円
 - 性別適合手術 (MTF) (精巣摘出を伴わないもの) 905,460円
 - 性別適合手術 (MTF) (膣形成及び精巣摘出を伴わないもの) 767,960円

(37) オンコタイプDX検査

検査料 407,820円

検査結果報告 820円

(39) 遺伝学的検査

BHD症候群遺伝子検査 44,275円

遺伝性間質性肺疾患遺伝子パネル解析 56,925円

Noonan症候群遺伝子検査 56,925円

常染色体優性多発性嚢胞腎遺伝子検査 63,250円

オスラー病遺伝子検査 44,275円

内分泌パネル1 (副腎疾患) 遺伝子検査 56,925円

内分泌パネル2 (成長障害) 遺伝子検査 56,925円

内分泌パネル3 (46,XY性分化疾患) 遺伝子検査 56,925円

内分泌パネル4 (性成熟疾患) 遺伝子検査 56,925円

内分泌パネル5 (下垂体機能障害) 遺伝子検査 56,925円

内分泌パネル6 (糖代謝異常症) 遺伝子検査 56,925円

内分泌パネル7 (骨疾患) 遺伝子検査 56,925円

内分泌パネル8 (卵巣機能不全症) 遺伝子検査 56,925円

エーラス・ダンロス症候群 (非血管型) 遺伝子検査 56,925円

骨形成不全症遺伝子検査 56,925円

骨端異形成症遺伝子検査 56,925円

糖原病1a型遺伝子検査 44,275円

糖原病1b型遺伝子検査 44,275円

CHARGE症候群遺伝子検査 44,275円

Sotos症候群遺伝子検査 44,275円

ピルビン酸脱水素酵素複合体欠損症遺伝子検査 56,925円

アルカプトン尿症遺伝子検査 44,275円

進行性家族性肝内胆汁うっ滞症遺伝子検査 56,925円

稀な骨粗鬆症遺伝子検査 56,925円

コルネリア・デラング症候群遺伝子検査 56,925円

X連鎖性遺伝性水頭症遺伝子検査 44,275円

遺伝性低リン血症性くる病遺伝子検査 56,925円

遺伝性副甲状腺機能亢進症遺伝子検査 56,925円

ドラベ症候群 56,925円

遺伝性肺高血圧症遺伝子検査 56,925円

大理石病遺伝子検査 56,925円

レッシュ・ナイハン症候群遺伝子検査 44,275円

高チロシン血症1型遺伝子検査 44,275円

歌舞伎症候群遺伝子検査 44,275円

孔脳症・裂脳症遺伝子検査 44,275円

Coffin-Siris症候群遺伝子検査 44,275円

ATR-X症候群遺伝子検査 44,275円

脳クレアチン欠乏症候群遺伝子検査 44,275円

クリスタリン網膜症遺伝子検査 44,275円

Cantu症候群遺伝子検査 44,275円

Rubinstein-Taybi症候群遺伝子検査 44,275円

血友病遺伝子検査	44,275円
反復発作性運動失調症遺伝子検査	44,275円
家族性片麻痺性片頭痛遺伝子検査	44,275円
遺伝性周期性四肢麻痺遺伝子検査	44,275円
非ジストロフィー性ミオトニー症候群遺伝子検査	44,275円
結節性硬化症遺伝子検査	44,275円
FGFR3病遺伝子検査	44,275円
グルコース-6-リン酸脱水素酵素欠乏症遺伝子検査	44,275円
Dubin-Johnson症候群およびRotor症候群遺伝子検査	44,275円
レット症候群遺伝子検査	44,275円
家族性海綿状血管腫遺伝子検査	44,275円
TNXB遺伝子検査	63,250円
メチルグルタコン酸尿症遺伝子検査	56,925円
アルポート症候群遺伝子検査	44,275円
がん関連シングルサイト解析	検査箇所数 1 12,650円
	検査箇所数 2 16,445円
	検査箇所数 3 20,240円
	検査箇所数 4 24,035円
	検査箇所数 5 27,830円
sanger法による単一エクソン解析	検査箇所数 1 18,975円
	検査箇所数 2 32,890円
	検査箇所数 3 46,805円
	検査箇所数 4 60,720円
	検査箇所数 5 74,635円
ミトコンドリア遺伝子検査	15,200円
CancerNext	391,070円
CancerNext (-) BRCA	325,070円
BRCANext	284,370円
BRCANext (-) BRCA	262,370円
BRCANext-Expanded	317,370円
BRCANext-Expanded (-) BRCA	273,370円
ColoNext	290,970円
ProstateNext	268,970円
PancNext	266,770円
BrainTumorNext	334,970円
MelanomaNext	250,270円
RenalNext	290,970円
PGLNext	268,970円
CancerNext-Expanded	592,370円
CustomNEXT-Cancer	206,270円
Specific Site Analysis (Ambry)	41,270円
Specific Site Analysis (Other)	57,770円

(40) 妊孕性カウンセリング料 (1回につき) 5,500円

(41) PCR検査料 (新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊婦へのPCR等検査事業)

20,000円

(42) 造血幹細胞移植における組織適合性試験検査料等

HLA遺伝子型(11座)検査(NGS法) 55,650 円

HLA-A, B, DRB1遺伝子型検査(Luminex法) 35,690 円

HLA-A, B, DRB1+C遺伝子型検査(Luminex法) 45,910 円

各遺伝子型検査(Luminex法) 各 15,120 円

(HLA-A, B, C, DRB1, DQA1, DQB1, DPA1, DPB1)

抗HLA抗体スクリーニング検査 13,300 円

抗HLA抗体同定検査 24,200 円

移植後キメリズム検査 1回 31,450 円

T-Cell, B-Cell, NK-Cell, マクロファージ 各分画検査+顆粒球分画検査

1回 12,100 円

リンパ球分画検査+顆粒球分画検査 1回 6,050 円

なお、緊急性を要し至急で検査を依頼した場合は、各検査料の2割を加算して請求することとする。

(43) おむつ代 1枚につき 30 円 (税抜)

(44) 入院セット 1セットにつき 2,178 円

(45) B型肝炎訴訟に係る検査料

HBV 分子系統解析検査 25,100 円

- 2 社会保険、社会福祉等関係法令に基づく患者又は費用負担等について、特段の協定等を行っている患者に係る診療等に関する料金の額及びその徴収方法は、前項に定めるところによるほか、当該法令又は協定等の定めるところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、同項の規定により難しいものについては、個々の診療等の料金徴収の都度定める。

(特別室使用料の取扱い)

第3条 入院又は退院当日の特別室使用料は、入院又は退院時の時間にかかわらず1日分の料金とする。

2 転室した日の特別室使用料は、転入した室の料金とする。

3 患者の希望により、病室の患者収容定員を減じて入室させた場合の特別室使用料は、当該病室の等級を相等級に繰り上げた額を基準としてその都度定める。

(診療料金等の徴収時期)

第4条 外来患者にかかる診療等の料金は原則として前納とし、入院患者にかかる診療等の料金は毎月1日から末日までの分を翌月に徴収する。ただし、退院の場合にあっては、退院までの分を退院時に徴収する。

(細則)

第5条 この規程の施行に必要な事項は、別に定める細則による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月15日から施行し、平成17年9月1日から適用する。ただし、第2条第21号については、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月16日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月26日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年9月28日から施行し、平成23年8月1日から適用する。ただし、第2条第32号及び第33号については、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第2条第9号については、平成25年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年3月27日から施行する。ただし、第2条第10号については、平成25年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月30日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年10月29日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年5月1日から施行する。

2 第2条第1項第7号に規定する文書料は、平成28年5月1日以降の申込みから適用するものとする。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月2日から施行し、平成29年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年9月27日から施行し、平成29年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年12月6日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月30日から施行し、令和2年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第2条第1項第36号については、令和2年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行し、令和3年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第2条第1項7号については、令和4年5月1日から適用し、第2条第1項45号については、令和4年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年7月13日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年9月14日から施行する。ただし、第2条第1項第10号については、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。